

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	情報公開・私学課	整理番号	3-8
処分の種類	信託財産法人管理命令			
根拠法令条例等・条項	公益信託ニ関スル法律第8条 信託法第74条第2項			
処分の概要	受託者である個人の死亡により受託者の任務が終了した場合において、利害関係人の申立て又は職権により、知事は信託財産法人管理人による管理を命ずる処分をすることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】公益信託ニ関スル法律第74条第2項 (受託者の死亡により任務が終了した場合の信託財産の帰属等) 第七十四条 第五十六条第一項第一号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、信託財産は、法人とする。 2 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(第六項において「信託財産法人管理命令」という。)をすることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			